



## 公立高校入試の出願変更について

1月26日（月）10時に公立高校入試の「出願状況の発表」があります。各公立高校の受検者の人数や倍率の発表です。それを受け、出願変更の受付が始まります。出願変更をする場合は、中学校での書類準備等の関係から1月29日（木）を校内締切とさせていただきます。なお、保護者の方に中学校で出願変更願（「しゅつがんへんこうねがい」）を作成していただき、当初出願先高校へ手続きに行っていただきます。また、場合によってはその後、出願変更先高校へ手続きに行っていただく場合もあります。

手続き関係にはかなりの時間を要します。また、この時期の安易な出願先の変更は、メリットになるとは限りません。よく考えた上で判断してください。

道立→道立	市立→市立	道立→市立	市立→道立
<b>共通①中学校へ連絡・予約</b>			
①中学校で書類の説明・作成 ②当初出願先で手続き <u>「出願変更承認書」を受領</u> ③中学校へ書類を提出	①中学校で書類の説明・作成 ②当初出願先で手続き <u>「出願変更承認書」を受領</u> ③中学校へ書類を提出	①市立WEB出願・印刷（家庭） <input type="checkbox"/> オンライン決済か 納付書 ②中学校で書類の説明・作成 ③当初出願先で手続き <u>「出願変更承認書」を受領</u> ④変更先で手続き 願書・ <u>「出願変更承認書」</u> 提出 ⑤中学校へ書類を提出	①市立願書の取り下げ（家庭） ②道立ウェブ申請・印刷（家庭） <input type="checkbox"/> 北海道収入証紙が必要 ③中学校で書類の説明・作成 ④当初出願先で手続き <u>「出願変更承認書」を受領</u> ⑤変更先で手続き 願書・ <u>「出願変更承認書」</u> 提出 ⑥中学校へ書類を提出
郵券 490円	郵券 530円	郵券 460円	

※市立→道立の場合は、当初出願した高校での出願取り下げの手続きが必要になります。

※市立→道立の場合は、願書の正本（受付番号あり）を印刷後、備考欄に「出願変更 当初出願した高等学校名・課程・学科」を朱書きすることになります。（道立→市立は必要ありません。）

**校内申込締切：～1月29日（木）12:00まで → 保護者の方が学級担任まで連絡してください。**

出願状況の発表（倍率）、現時点での仮評定（学習点）から出願変更を行うか否かを1月27日（火）、28日（水）で検討してください。「出願変更願」という書類には保護者署名欄があります。出願変更は保護者の同意のもとで行われます。

**出願変更受付期間：1月27日（火）9:00～2月2日（月）16:00（土日を除く）**

出願変更の受付期間は上記の通りですが、最終日の変更は（交通）事故等を考慮すると大変危険です。そこで校内での手続きは1月28日（水）、29日（木）、30日（金）の午前中を予定しています。必ず当日中に手続きを済ませてください。出願変更に際しては、書類の確認作業や高校への電話連絡が必要になりますので、個別に対応させていただきます。

下記の時刻を設定し、出願変更の希望連絡のあった順に希望の日時を予約します。

28日（水）	29日（木）	30日（金）
9:30～12:00	9:30～12:00	9:30～12:00

もしも、出願変更を希望される方が多数いた場合は別に時間を調整させていただきます。

## I. 一般選抜の出願変更 (ほとんどがこのケースになります)

高校への手続き期間：1月27日（火）～2月2日（月）  
手続き開始・終了時間：9:00～16:30です。（土日は除きます。）  
ただし、2月2日（月）のみ16:00までとなっています。

- (1)出願者は、当初出願した高等学校、学科にかかわらず、同じ課程（全日制・定時制）の他の高等学校、または他の学科に1回出願変更することができます。（清田高校・平岸高校内における専門コース⇒普通コースの出願変更を含みます。）また、市立札幌大通高校においては、各部相互の出願変更が認められます。
- (2)当初出願した学校の中で出願変更する場合は、第1志望を変更しなければなりません。  
(第2志望・第3志望のみの変更はできません。)
- (3)自己推薦での出願については、出願変更は認められません。

## 2. 特別な出願変更

※当初出願先高校・出願変更先高校の高等学校長の判断により、選抜に支障のない限り認められます（場合によっては3月に入ってからも認められます）。

- (1)当初の出願先が全日制普通科の場合

出願後に保護者の住所が他学区に移った場合、新住所の全日制普通科または通学可能な他の全日制の学科に  
出願変更できます。（出願変更しない場合は、普通科では%枠の適用を受けます。）

- (2)全日制の普通科以外の学科の場合

出願後、保護者の住所移転に伴い、新住所の高校に出願変更しようとする場合、当初出願した全日制課程の  
高校に出願変更できます。ただし、全日制課程の普通科に出願変更する場合は、移転後の住所が移転前の住  
所と異なる学区の場合のみできます。（普通科における学区をまたぐ変更は%枠の適用を受けます。）

- (3)当初の出願先が全日制の場合（全学科に適用されます）

保護者の転勤（内定）などに伴い、令和8年4月7日（火）までに住所移転が確実な場合に出願変更できま  
す。この場合、転勤（内定）証明書などの事情を証明する書類が必要となります。

また、出願後において特別な事情が生じた場合は、定時制への出願変更が認められます。（経済的事情が基  
本になりますが、特別な事情に該当するかどうかの判断は中学校・当初出願先高校・出願変更先高校の協議に  
なります。）

- (4)当初の出願先が定時制の場合

出願後において、就職の決定（内定を含む）または保護者の住所移転に伴い、他の高校の定時制に出願変更  
しようとする場合、学科を変更することができます。

## 3. 具体例（他のケースもあります）

### [同一課程であればできる]

全 日 制 ⇄ 全 日 制

※清田高校・平岸高校内における

専門コース⇒普通コースの出願変更を含む

定 時 制 ⇄ 定 時 制

※大通高校内における各部相互の出願変更を含む。

### [異なる課程はできない]

定 時 制 ⇒ 全 日 制

(全 日 制 ⇒ 定 時 制)

※特別の場合にはできる。

## 公立受検日（2日目）の給食提供について

先日の進路だよりでは公立推薦入試を受検する場合の、受検日の給食提供について掲載しました。今回は、公  
立入試の2日目の給食提供についてです。公立入試では2日目を設定している高校（市立札幌平岸デザインアーチ  
トや札幌南陵高校など）があります。つきましては、中学校の方で、「出願手続き依頼書」に基づき、検査日（3  
月5日〔木〕）の給食の提供を停止する手続きを行いますので、お知りおきください。なお、その日の分の給食費  
は請求されません。